

入札公告「臨床検査業務委託」

次の通り一般競争に付します。

令和6年3月4日

独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター

経理責任者 院長 大熊 洋揮

1. 調達内容

(1) 調達件名

臨床検査業務委託 別紙のとおり

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 履行場所

独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター

(4) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。

①入札者は、本体価格のほかその他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

②第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③契約細則第22条に基づき、単価契約とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

④独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

- (2) 契約細則第6条の規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止措置要領に基づく指名停止期間を適応する。
- ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ⑧前各号に類する行為を行なった者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ②経営状況又は信用度が極端に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒036-8545 青森県弘前市大字富野町1番地
独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター 企画課 契約係 坂本
電話 0172-32-4314 内線6036
- (2) 入札書の受領期限
令和6年 3月19日（火） 17時00分
（郵送する場合には受領期限までに必着のこと）
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年 3月21日（木） 10時00分 講堂

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ①入札及び契約に必要な書類の書式は、それぞれ所定の様式により作成しなければならない。
- ②この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を、本公告2(4)の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、本公告3(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、当該契約件名を履行できることを証明する書類を入札書の受領期限内に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 契約相手方の決定方法

本公告1の(1)に示した履行等件名を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して、入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条及び22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格をもって入札を行った者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。